

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(弥栄自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	センターの主な業務にある行政窓口業務とはどういうものか。	住民票の発行や印鑑証明、納税証明といった業務である。 現状の公民館でされているところについては、引き続き継続するといった意味合いでの表現である。
2	現在窓口業務を行っている公民館は何か所あるのか。	20館である。
3	席を離れられなくて活動が制限されると聞いたことがあるが、窓口業務を行うことで公民館業務に支障はないのか。	杵束公民館は出張所業務を担っていることから閉館は難しい。他の19館においては、現在公民館をやむを得ず閉める場合、窓口業務は出来ないという認識である。
4	アドバイザーが5名配置されるが、どういふ方がなされるのか。	まちづくりコーディネーターについて、まちづくりや社会教育に対して専門的知識をお持ちの方に就任していただきたいと思っており、社会教育の資格をお持ちの方や、中山間でまちづくりの取組をしてこられた方を想定している。
5	単なる手続きで終わらず、有意義なものになるよう速やかな実行をお願いしたい。	(意見)
6	コーディネーターについて、地域から不満の声が出た場合にはどのような措置を考えておられるか。	市の職員という身分になるので、しっかり地域と関わりを持って職務に当たられるようきっちりと対応したい。